

## 役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人矢野恒太記念会

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 25 年 6 月 18 日改定

令和 3 年 6 月 22 日改定

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人矢野恒太記念会（以下「この法人」という。）の定款第 14 条、第 31 条及び第 32 条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 25 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、かつ、週 3 日以上法人の業務に従事する理事長及び専務理事もしくは常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第 32 条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員、評議員及び顧問の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員に対しては職位に応じて金額を定める月例報酬とし、月例報酬とは別に通勤手当を支払うことができる。
- 3 非常勤役員、評議員及び顧問に対しては理事会、評議員会等出席の都度、定額を支払うことができる。
- 4 役員及び評議員の退職に当たっては、当該役員及び評議員として 1 年以上職務執行し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に対して、その在任期間に応じ退職慰労金を支給することができる。ただし、死亡の場合は遺族に支払うものとする。顧問に退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の月例報酬は、別表1に定めるとおりとする。

2 非常勤役員の報酬は、別表2に定めるとおりとする。

3 評議員の報酬は、定款第14条第1項において定められた年額の総額の範囲内において、別表2に定めるとおりとする。

4 顧問の報酬は、別表2に定めるとおりとする。

5 役員及び評議員の退職慰労金については、別表3に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の月例報酬は、この法人が別に定める「職員給与規程」に準じて毎月一定の日に支払い、その他の報酬等の支払は、理事会又は評議員会等出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって支給する。ただし、本人が指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 常勤役員の月例報酬は、就任月の翌月から退任月まで支給する。ただし、退任事由により1カ月未満の端数について暦日数による日割り計算をすることがある。(千円未満四捨五入)

(費用)

第7条 この法人は、役員、評議員及び顧問がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。常勤役員には、この法人が別に定める「職員給与規程」に準じて通勤手当を支給するものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表1 常勤役員の月例報酬

・理事長	800,000 円
・専務理事	750,000 円
・常務理事	750,000 円

別表2 非常勤役員、評議員及び顧問の報酬

非常勤役員	職務執行としての会議等出席につき	20,000 円
評議員	職務執行としての会議等出席につき	20,000 円
顧問	職務執行としての会議等出席につき	20,000 円

別表3 退職慰労金

常勤役員

理事長	800,000 円×在任年数
専務理事	600,000 円×在任年数
常務理事	600,000 円×在任年数

(在任年数については、就任月の翌月から退任月までを算入し、1年未満の端数は暦月による月割計算をする。万円未満切上げ)

非常勤役員、評議員

非常勤役員、評議員として通算在任期間1年以上4年未満	30,000 円
非常勤役員、評議員として通算在任期間4年以上	50,000 円